

## 平成28年度 国立大学法人京都工芸繊維大学 年度計画

### I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 教育に関する目標を達成するための措置

##### (1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

【1-1】国際的に活躍できる高度専門技術者を育成するため、学士課程から博士前期課程までの6年一貫教育の実質化を図る（学部3年次までに学士課程の基盤となる専門科目を学生に修得させるとともに、学部4年次生へ博士前期課程の授業科目を提供する等）ことなどにより、「3×3構造改革」（学士・修士・博士の学年構造を実質「3年×3」とする教育プログラム）を推進し、完成させる。（戦略性が高く意欲的な計画）

【1-1-1】学士課程から博士前期課程までの6年一貫教育の実質化を図るため、学部3年間で課程専門の知識を修得するためのカリキュラムポリシーを明確にし、それに基づいたカリキュラム改正を行う。

【1-1-2】博士前期課程において、長期インターンシップや海外のサマースクール等に参加しやすい学習環境を整備するため、大学院の授業科目を学部4年次に積極的に提供する。また、大学院の授業科目にクォーター制を積極的に導入するなど、柔軟な学事暦となるようカリキュラム改正を行う。

【1-2】本学が養成するTECH LEADER像（専門的な知識・技術を有し、自らの専門性を発揮して、チームのメンバーとともに解決策を提案・実行できる人材）に求められる能力に基づき、ディプロマポリシーを改定し、体系的なカリキュラムを構築する。

【1-2-1】TECH LEADER像（専門的な知識・技術を有し、自らの専門性を発揮して、チームのメンバーとともに解決策を提案・実行できる人材）に求められる能力に基づいたディプロマポリシーに改定し、体系的なカリキュラムを開設する。

【1-2-2】TECH LEADERに関わるディプロマポリシー、カリキュラムポリシーに基づき、人間教養科目において選択必修を要するリーダーシップと経営戦略に関する科目群を設ける。

【1-3】学士課程で30%以上の学生に、大学院課程で60%以上の学生にTOEIC730点以上（又はこれに相当する能力）を取得させるとともに、4技能（聞く・話す・読む・書く）の円滑な発達を保証することを目指し、成果の上がる授業、課外セミナー、本学が独自開発したコンピュータベース英語スピーキングテストの定期実施などを有機的に統合した「英語鍛え上げプログラム」を展開する。（戦略性が高く意欲的な計画）

【1-3-1】学部生のTOEICスコアを飛躍的に伸ばすため、外部試験対策の授業科目を必修化するなど抜本的に見直した英語カリキュラムを実施する。また、全学生TOEIC受験に向けた支援を行うとともに、一斉受験や受講登録システムを活用して、学部生と大学院生のTOEICスコアの伸び率などを掌握し、教育システムの有効性を検証する。

【1-3-2】専門分野を英語で伝える力の向上を目指して、科学技術に関する英会話や英語によるプレゼンテーション力を培うための授業やセミナーを実施するとともに、本学が独自開発したCBT (computer-based test) 方式の英語スピーキングテストの定期実施などを有機的に連携させた「英語鍛え上げプログラム」を展開する。

【1-4】学士課程において、全ての学生に自らが専攻する専門分野とは別に、人文・社会・自

然にわたる幅広く普遍的な知を学習させ、倫理観や歴史観、国際的な視野など人間形成に必要な教養教育を提供する。また、学士課程学生の多様な関心・学習要求に応えるため、京都にある文系・理工学系・医学系の異なる個性の3大学が連携する教養教育共同化を推進する。

【1-4-1】総合教育センターに設置した教養教育を検討するワーキンググループにおいて、TECH LEADER像に求められる能力、特にリーダーシップと文化的アイデンティティの能力向上に配慮した人間教養科目のあり方を検討し、整理・統合する。

【1-4-2】京都府立大学及び京都府立医科大学と連携した教養教育共同化授業を実施する。共同化授業には、従来の人文・自然・社会の3分野の科目に加えて、学習歴や志向の違いを超えた多面的な視点による学習や討論を行うリベラルアーツ・ゼミナールや、京都の伝統文化、芸術、街づくり、地場産業や自然環境を学ぶ京都学など、特色のある授業を実施する。

【1-5】大学院課程において、海外インターンシップ等の推進及び英語による授業を行う国際科学技術コースを発展的に改組し、新たにグローバルコース（英語による授業のみで修了でき、海外インターンシップへの参加を必須とするコース）の設置やジョイントディグリーを2プログラム以上導入することにより教育の国際化を推進する。（戦略性が高く意欲的な計画）

【1-5-1】大学院に新たに設置することを計画しているグローバルコースについて、海外インターンシップの必修化を含むカリキュラムやコース修了要件を始めとして、英語のスピーキングテストを選抜試験に用いることなど、当該コースの制度設計を検討する。

【1-5-2】チェンマイ大学との国際連携専攻（ジョイントディグリー）の平成29年4月開設に向けてディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、教科課程表に基づいた教育実施体制を整える。

【1-6】大学院課程において、教養教育に係るポリシーを明確にし、デザインや芸術、経営、材料、化学等に加え、京都の伝統文化に関する科目など、多様な分野を俯瞰的に理解し、自らの専門分野でイノベーションを創出し展開する能力を修得させるために、ポリシーに基づいた分野横断型の大学院教養教育プログラムを提供する。

【1-6-1】教養教育検討ワーキンググループで検討した大学院課程における教養教育の在り方に基づき、総合教育センター運営委員会及び教育プログラム部会において、大学院課程における教養教育に係るポリシーを見直す。

【2-1】海外の企業及び研究機関等における最先端の研究開発・技術開発、協定校での講義等におけるTA（ティーチング・アシスタント）体験、協定校との共同プロジェクトやワークショップによる実践的国際協力・協働体験等を実施するための海外インターンシップ科目や地域課題から国際課題までをテーマにした課題発見・解決型科目などの実践型の授業科目を充実させる。

【2-1-1】これまで実施してきた海外インターンシッププログラムやワークショップ等をより活発に実施する。また、学部生を対象とした海外短期研修プログラムを試行的に開始するとともに、大学院生を対象としたPBL科目の実施に向けて、受入先機関等と協議する。

【2-2】外国人教員や外国での教育研究歴のある日本人教員が所属する研究室を中心に、「国際化モデル研究室」（常時、留学生やポスドクが複数名在籍し、国際学会での発表等の積極的な国際活動により、学内の国際化を牽引する研究室）を毎年5研究室以上指定し、海外学会での発表や国際的コンテストへの応募等の国際的な活動を推進する。

【2-2-1】国際化モデル研究室を5研究室以上指定し、海外での学会発表等の活動や、海外からの研究者等の招聘を実施する。

【3-1】平成28年度中に科目ナンバリングの導入に向けた検討を完了し、平成29年度に教務システムの改修を行うなど、授業科目の実施主体、レベル、学術分野などを表す科目ナンバリング制度を平成30年度までに導入する。（年次進行により平成32年度には全ての科目に対して設定を完了する。）導入後も、科目ナンバリングによるカリキュラムの分野や科目の偏りを継続的に点検し、教育課程等の見直しを行う。（戦略性が高く意欲的な計画）

【3-1-1】学部と大学院の一貫教育を念頭においた学習の体系化や、カリキュラムの国際通用性の向上を目的として、授業科目のレベル、学問分野、使用言語を表す科目ナンバリング制度を導入する。

【3-1-2】ナンバリング一覧表を用いて、各課程・専攻の開設授業科目が、「3×3構造改革」による学部・大学院一貫グローバル教育プロジェクトに基づく授業科目として偏りなく提供できているかなど、教育課程の順次性や体系性を再点検する。

【3-2】日本語と英語でシラバスの全項目を併記するなど、留学生と日本人学生の双方に益する国際化を推進するため、教務システムの英語環境を整備する。システムの改修により、大学院のシラバスは平成29年度、学部のシラバスは平成31年度までに全項目の日英併記への対応を完了する。（戦略性が高く意欲的な計画）

【3-2-1】国際言語としての英語環境の整備の一環として、留学生と日本人学生の双方に益するよう、修士・博士のシラバスの全ての項目に対して日英併記を行う。また、全学共通様式のシラバスに加えてコースデザイン（より詳細なシラバス）を掲載できるようシラバスシステムの改修を行う。

【3-3】平成29年度までに学士課程におけるGPA（グレード・ポイント・アベレージ）の活用方法の見直しや分野別等の調査・分析を行い、教育改善に活用するとともに、平成31年度までに大学院博士前期課程における成績指標に係る諸課題（履修科目の偏り等）に対する対策を講じたうえで、GPAを大学院博士前期課程に導入する。

【3-3-1】各課程・専攻や学生関係各課に対して、学士課程におけるGPAの活用内容等について調査を行い、分析・評価を行う。また、GPAの大学院博士前期課程への導入に向けて、全国の国立大学に対して、GPAの導入有無・活用方法等に関する調査を行う。

【3-3-2】3×3制度を用いて博士前期課程に進学する学生を適正に評価するツールの一つとして言語教育科目（英語と初習外国語）、人間教養科目（工芸科学教養科目と基本教養科目）、専門教育科目（専門基礎科目と課程専門科目）の6カテゴリー別にGPAを測定するシステムを開発する。

【3-4】第2期中期目標期間に試行実施したクォーター制についての効果を検証したうえで、セメスター制とのバランスに配慮しながら、大学院課程におけるクォーター制導入科目を60%以上に推進するなど、柔軟な学事暦の運用により、学習機会の増加、学習効果の向上を図る。

【3-4-1】学事暦に柔軟性をもたせることを目的としたクォーター制について、学生アンケート調査を実施し、就職活動、研究活動、海外留学やインターシップ等への参加などに関して、その有効性を検証する。

## (2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【4-1】「デザイン・建築」、「繊維・高分子」及び「グリーンイノベーション」等の本学の特色・強みの強化及び教育のグローバル化の推進を図る観点から、優秀な若手、外国人教員及び外国における教育研究歴のある教員に各課程・専攻を担当させる。

【4-1-1】職位比率プロポーショナル改革を進め、退職教員の補充人事は助教等の若手教員を原則とし、文部科学省による「卓越研究員制度」を積極的に利用する。また、教員公募は国際公募を原則とし、外国人教員や外国における教育研究歴のある教員を積極的に採用するとともに、在職教員に対しては長期海外派遣を10名程度実施し、各課程・専攻の教育を担当させる。

【5-1】TECH LEADER（専門的な知識・技術を有し、自らの専門性を発揮して、チームのメンバーとともに解決策を提案・実行できる人材）を育成するための教育機能の強化を図るため、PBL（課題解決型学習）やアクティブラーニングのためのスペースやラーニングコモンズなど、学生が主体的に学習できるスペースを整備する。

【5-1-1】学生が主体的に学習できるスペースの確保に向け、松ヶ崎キャンパスに新設するデザインファクトリー及び福知山キャンパスの整備を実施する。

【6-1】教育の質を恒常的に検証するため、学生、卒業・修了生、就職先企業、保護者などステークホルダーの意見や期待等を聴取するための体系的な各種アンケートを実施する。これらのアンケートにより明らかになった課題を改善するとともに、改善状況を確認・検証するなど、PDCAサイクルを機能させる。

【6-1-1】教育の質を恒常的に検証するため、学生、卒業・修了生、就職先企業、保護者などステークホルダーの意見や期待等を聴取するための体系的な各種アンケートを実施する。また、アンケートの回答内容を踏まえて、教育プログラムなどの改善に繋げる。

【6-2】毎年、全教員の4分の3以上の者が必ずFD（ファカルティ・ディベロップメント）活動に参加し、教育力向上のための不断の努力を行うよう教員FD研修会、授業公開による教員相互評価、担当教員による授業評価等を実施する。また、役職者が学生から直接意見を聴取する機会を新たに設け、教育プログラムの改善に学生が参画するシステムを構築する。これらの取組より明らかとなった課題・問題点を改善・解消するとともに、改善等の状況を確認・検証するなど、PDCAサイクルを機能させる。

【6-2-1】総合教育センター教育評価・FD部会が中心となり、教員が自らの教育力向上のための不断の努力を行えるよう教員FD研修会、授業公開による教員相互評価、担当教員による授業評価などを実施する。また、これらの取組により明らかとなった課題・問題点を関係者で情報共有・改善するとともに、改善等の状況を確認・検証する。

## (3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

【7-1】第2期中期目標期間において優れた成果を上げている、体験型アクティブラーニングやボランティア活動等のサービスラーニングの推進を目的とした「学生と教員の共同プロジェクト」を引き続き実施するとともに、正規課程外の外国語の運用能力向上のためのプログラムを提供する。

【7-1-1】学生のコミュニケーション能力、論理的思考能力、問題解決能力の向上を図るとともに、グループ間での自己管理、チームワーク・リーダーシップや責任感などを醸成するため、体験型アクティブラーニングやサービスラーニングの教育プログラムを展開する。

【7-1-2】第2期中期目標期間までにおいて成果のあった「学生と教員の共同プロジェクト事業（

学生と教員が共同で行う正規課程外のプロジェクト) 」として、コンテスト入賞を目指すプロジェクト、ボランティア活動プロジェクトを中心に支援を継続するとともに、グローバル展開や地域創生に係るプロジェクトなど新たに成果が期待できる事業の掘り起こしを行う。

【7-1-3】外国語運用能力向上のためのプログラムとして、附属図書館スタディールームやPC設置講義室を利用し、NetAcademyやAcademic Express等のe-learningを活用した自学自習のサポート体制を整備する。また、ネイティブ講師による英語、フランス語、中国語会話の課外授業を開講するとともに、TOEIC対策講座等のエクステンションスクールやTOEIC等の一斉受験の支援事業を実施する。

【8-1】各種アンケート等で学生支援に対する学生のニーズを十分に把握し、学生支援（学生個人の特性に応じた学習支援システム「総合型ポートフォリオ」、障がい者支援等）の内容を充実させる。

【8-1-1】学業成績が振るわない学生に対して支援を行うため、成績不振の基準に該当する学生及び保護者に学習状況の周知を行い、学習の妨げとなっている問題点について総合型ポートフォリオシステムを用いて調査するとともに、卒業に向けた学習計画や意向などについて確認を行う。

【8-1-2】回答率の向上を目指し「総合型ポートフォリオ」を利用して全学生を対象とする学生支援に関するアンケートを実施する。また、アンケートの内容は障がい者支援に関する事項を盛り込む等フレキシブルなものとする。

【8-1-3】「障害者差別解消法」に応じた対応内容を周知するとともに、障がい者支援に関する体制（スタディ・アドバイザー、学生相談室、アクセシビリティ・コミュニケーション支援室）を周知する。また、「ピアサポート」による支援が必要な学生が入学する際には、学内外の学生の協力により実施することとし、卒業・就職に至るまで支援を継続する。

【8-1-4】地域に貢献できる人材を育成するため、「地域創生Tech Program」の社会人学生に対する入学料免除の新たな制度を設けるなど、学生への経済支援を充実させる。

【8-1-5】学生支援センターキャリアサポートディビジョンにおいて、キャリア支援方策について企画・立案・実施する。また、地元京都企業への就職活動支援を行う。加えて、就職支援行事実施時には、学生・卒業生・企業の意見や期待等をアンケートにより聴取する。

#### （４）入学者選抜に関する目標を達成するための措置

【9-1】高大接続改革を踏まえ、志願者の能力、適性や活動歴などを多面的かつ総合的に評価する本学独自の入学者選抜である「ダビンチ（AO）入試」において、募集人員を10%以上増加させる。

【9-1-1】新たに導入される大学入学者学力評価テストの評価方法を踏まえ、「学力の3要素」を多面的・総合的に評価するアドミッションポリシーを各課程等において検討する。また、アドミッションセンターにおいて一般入試の新たな入学者選抜方法について検討を開始する。

【9-1-2】本学が目指すTECH LEADERの育成に繋がる才能を発見し育てる入試方法として、ダビンチ（AO）入試の第1次選考のスクリーニングを、より志願者の才能を評価すべく3学域での講義として実施する。また、志願者の能力、適性、学習履歴等をこれまで以上に丁寧に評価できる審査方法をアドミッションセンターにおいて検討する。

【9-2】国際化を図る観点から、英語スピーキングテストの導入など、志願者の実践的外国語運用能力を評価基準とする入試改革を実施する。

【9-2-1】国際的なTECH LEADERの育成のため、平成29年度実施のダビンチ（AO）入試のグローバル選考及び平成30年度実施の推薦入学特別入試（3×3特別入試）において、本学開発のCBTスピーキングテストを導入すべく、システムを整備する。また、円滑な高大接続を図るため、試行的に特定高等学校と連携し、定期考査にビデオフォンを介した面接方式のスピーキングテストを導入する。

【9-2-2】ダビンチ（AO）入試の合格者に対して行う入学前教育に従来のリメディアル教育に加え、入学までに受講するギャップイヤープログラムの内容を検討する。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### （1）研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【10-1】第2期中期目標期間までに実施した世界一線級の研究ユニットの誘致やプロジェクト研究をさらに推進させ、国内外の卓越した研究者と共同して、本学が実績や特色を有する分野（「デザイン・建築」、「繊維・高分子」及び「グリーンイノベーション」等）の研究を重点的に推進する。それらの研究成果により、例えば、「分野別QS世界ランキング」等の世界的に認知度の高い分野別世界大学ランキングでのランク入りを目指す。（戦略性が高く意欲的な計画）

【10-1-1】世界一線級ユニット誘致による研究プログラム等を中心とした取組を推進し、大学全体の年間論文数を平成27年度実績から5%以上増加させる。また、重点研究分野における研究成果の指標として、分野国内外トップレベルの受賞を10件以上に設定する。

【10-1-2】本学の特色ある研究分野の国際的認知度を向上させるべく、重点研究分野における国際シンポジウムを開催する。

【10-2】昆虫先端研究推進センターにおいて、昆虫科学研究の中核的研究拠点として、国内外との共同利用・共同研究を推進する。

【10-2-1】共同利用・共同研究体制の構築に向けて、共同研究拠点機能の整備を図る。

【10-3】国内外の大学や企業等と情報交換・意見交換等を実施し、それらを通じて得たニーズと本学のシーズのマッチングにより、社会実装化に繋がるヘルスサイエンス等の分野融合型の研究プロジェクトを推進する。

【10-3-1】京都府立大学、京都府立医科大学、京都薬科大学との4大学連携研究をはじめ、国内外の大学との連携を推進する。また、産学連携協会会員企業との意見・情報交換や大学等がブース出展する技術交流フェア等の各種イベント等において、産業界等のニーズの把握に努め、分野融合型プロジェクト（本学技術等シーズと融合したプロジェクトを推進する支援策を実施する。

【10-3-2】産学官連携の社会実装化の推進に向けた大学の「研究力の発信」の流れ・枠組みを作る検討を行う。また、研究成果の社会実装化を推進するための支援策を検討する。

【11-1】産学官連携コーディネーター等を有効に活用し、グローバルに展開する企業や地域の中小企業等と連携して、戦略的な共同研究・受託研究等を実施し、外部資金の受入額を10%程度増加させる。（戦略性が高く意欲的な計画）

【11-1-1】産学官連携コーディネーターと教員組織を代表するプロジェクトマネージャーとの連携により、第2期中期目標期間中の実績を踏まえ、これまで以上に企業連携を図り、共同研究・受託研究等に結びつける。

## (2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

【12-1】卓越した研究力を有する研究者5名以上を、グローバルエクセレンス（外国人ユニットや若手研究者が所属する教員組織）等に配置し、学内の重点分野の研究を推進する。

【12-1-1】テニュアトラック制度により卓越した能力を有する研究者を1名以上雇用する。

【12-2】学系を超えた教員の交流の場の提供やURA（リサーチ・アドミニストレーター）の拡充等により、学内の連携を強化し、分野や職階を超えたチームでの研究を推進する体制を整備する。

【12-2-1】URAと教員組織を代表するプロジェクトマネージャーの連携により、分野や職階を超えたチームを編成する体制を整備・確立するとともに、学系を超えた情報交換会の開催を検討する。

【13-1】キャンパスマスタープランに基づく学内外の共同利用施設や設備マスタープランに基づく共同利用設備等を計画的に整備し、活用する。

【13-1-1】学内の共同利用施設及びスペースの現状把握、利用要項等の見直しを推進するとともに、今後共同利用施設として利用可能なスペースの調査を行う。

【13-1-2】教育研究ニーズの変化等に対応するため、設備マスタープラン（設備整備計画）の見直しを行い、計画的に整備を図る。共同利用設備の実態調査を実施し、学内資源を把握するとともに、設備の共同利用を促進するための仕組みについて検討する。

【14-1】若手研究者が能力を最大限に発揮し、自立的な研究を推進できるよう、若手研究者に対する支援（研究費の重点配分等）を充実させる。

【14-1-1】科研費「若手研究」等で不採択となった課題に対する支援や、異分野融合の研究を推進する「若手研究者研究プロジェクト支援」などを実施する。

【14-2】女性研究者が安心して継続的に研究を推進できるよう、女性研究者に対する支援（出産・育児等で支援を必要とする者への研究支援員の配置等）を充実させる。

【14-2-1】育児・介護等で支援を必要とする女性研究者に研究支援員を配置する。

【15-1】教員の研究業績を組織的に収集し、多面的な分析に基づき活性化の措置を講じる。

【15-1-1】学系ごとに設定した研究活動の将来計画・ビジョンに対する多面的な分析を行い、研究プロジェクトチームを設置し、重点支援を行うなどの組織的な研究活性化策を検討する。

## 3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

【16-1】地元教育委員会や市民のニーズを踏まえ、京都府域の小中高等学校への出前授業・体験学習や社会人向け公開講座等を実施する。

【16-1-1】社会貢献事業や地元教育委員会等との教育連携事業として、出前・受入授業や体験学習などを実施する。また、SSH指定校やスーパーサイエンスネットワーク京都校の生徒の研究成果発表会として、京都府教育委員会等と連携し「京都サイエンスフェスタ」を実施する。

【16-1-2】市民のニーズを踏まえた事業として、一般市民・企業の技術者や研究者・大学生を対象に、最先端技術について本学教員が専門家の立場から解説を行う市民講座を実施する。また、高度化・多様化する社会人の学習ニーズに応えるため、大学コンソーシアム京都が

生涯学習事業として実施している「京（みやこ）カレッジ」に本学の特色ある授業科目を提供する。

【17-1】技術者の再教育等を図る社会人教育や、中小企業等との定期的な情報交換・意見交換等を通じて得たニーズを踏まえた技術支援・技術指導を実施する。

【17-1-1】自治体や公的機関、企業等と連携し、知的財産に関する研修など技術者等に向けた社会人教育や専門人材育成のための研修・セミナーを企画し、実施する。

【17-1-2】地域社会における生涯学習機会の提供を目的として、履修証明制度に基づく社会人リカレント教育プログラムについて検討する。

【17-1-3】産学連携協力会をはじめ産業界、企業等に対する技術相談、技術指導の現状を確認、調査し、ニーズ及び地域産業界に貢献となる方策を検討すると同時に、先端技術研修のような企業の社員のスキル向上、課題の解決となることを目的とした社員、社会人向け技術等研修を実施する。

【17-2】地域産業のグローバル化に貢献するため、国内外の卓越した研究者を交えたセミナーを平成28～30年度においては年8回程度、平成31～33年度においては年12回程度実施する。（戦略性が高く意欲的な計画）

【17-2-1】国内外の卓越した研究者を交えたセミナーを年8回程度実施するとともに、参加企業の増加を図る。

【18-1】地域に関する学習や地元企業等でのインターンシップを充実させ、学校教育16年を見通した体系的なカリキュラムを構築する。併せて、若者の地域定着、地域活性化に貢献するため、京都府北部における理工系人材を育成するためのプログラムを開設するなど、地元企業等への就職率を10%以上増加させる。（戦略性が高く意欲的な計画）

【18-1-1】京都の伝統文化を礎とした教養及びアイデンティティを育むため、京都学関連の授業科目を実施する。

【18-1-2】グローバルな視野をもって工学・科学技術により地域の課題を解決できる国際高度専門技術者を育成するため「地域創生Tech Program」を学部共通プログラムとして開設し、地域創生Tech Programの第1期生に対して、1年次配当科目「地域課題導入セミナー」を実施する。

【18-2】地方自治体や地元企業等と定期的な情報交換・意見交換等を実施し、それらを通じて得たニーズと本学のシーズのマッチングにより、京都府域の地域産業振興、文化・芸術振興、まちづくり等に貢献する教育研究を推進する。

【18-2-1】地域における教育・研究・社会貢献に関するニーズと本学のシーズのマッチングを推進し、学内公募による地域貢献事業「地域貢献加速化プロジェクト」、京丹後市との包括協定に基づく連携推進事業など地域に貢献する事業を実施する。

#### 4 その他の目標を達成するための措置

##### (1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

【19-1】第2期中期目標期間において「デザイン・建築」分野を中心に実施したユニット誘致をさらに推進し、「デザイン・建築」、「繊維・高分子」及び「グリーンイノベーション」の3つの分野において、世界一線級研究者ユニットを新たに誘致し、国際混成チームでの教育研究を推進する。それらにより、論文全体に占める海外の研究者との共著



論文の割合を25%以上とする。(戦略性が高く意欲的な計画)

【19-1-1】世界一線級ユニット誘致や研究者の海外派遣等、研究環境のグローバル化を推進し、若手研究者を中心とした国際交流を活発化させることにより、国際共著論文の割合を全論文数の18.5%以上とする。

【19-2】本学内に日本人学生・外国人留学生・本学教員・誘致研究者等が活発に交流できる場を整備・運用する。

【19-2-1】海外研究者と本学関係者の交流及び日本人学生と外国人留学生の交流を行う場を整備・運用するとともに、新たな留学生交流の場となる何有荘の移転・設置計画を策定する。

【20-1】海外の大学との派遣・受入に関する調整や海外の企業等との調整等の活動を実施する連携拠点を海外に3カ所以上整備する。

【20-1-1】平成27年度に開設されたバンコク拠点の活動を本格化させる。また、チェンマイへの拠点開設に向けて準備を進める。

【21-1】国際交流協定について、戦略的に協定校を選定し、協定校数を20%程度増加させる。

【21-1-1】新たな国際交流協定校の開拓のための基本方針を構築する。特に、これまで協定校のない地域における協定締結を推進する。

【21-2】外国人留学生の受入を推進し、大学院学生に占める外国人留学生の割合を30%以上にする。(戦略性が高く意欲的な計画)

【21-2-1】短期の留学生数を増加させるためのプログラム開設を検討する。また、国際科学技術コースによる外国人留学生の受入を推進するとともに、国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラムにより、留学生の受入を推進する。

【21-3】日本人学生の海外留学を推進し、大学院学生に占める海外留学経験者の割合を25%以上にする。(戦略性が高く意欲的な計画)

【21-3-1】留学説明会や留学体験者報告会を実施し、特に学部の早期の段階における留学への意識付けの取組を行うとともに、国際交流協定校と連携し、学部生も参加可能な短期研修プログラムを検討する。

【22-1】外国人留学生の受入推進に伴い、外国人留学生に対するチューターによる学習支援、宿舎確保等の生活支援、日本企業への就職支援等を実施する。

【22-1-1】新たに外国人留学生向けの宿舎の提供を開始するとともに、既存の施設での留学生支援を継続する。

【22-1-2】継続して実施する留学生アンケートに基づき、生活支援の向上を図る。

【22-1-3】国際センターにおいて、外国人留学生等への就職支援方策について企画・実施する。

【22-2】日本人学生の海外留学推進に伴い、海外へ留学する日本人学生に対する留学前の事前教育等の支援、留学先での現地サポート等の支援を実施する。

【22-2-1】国際センター事業により海外派遣する全ての学生に対し、渡航前オリエンテーションを通して留学前教育等の支援を行うとともに、危機管理システムへの参加を義務付け、現地での対応を可能にする。

## Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

### 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

【23-1】 第2期中期目標期間に構築した大学全体に係る運営戦略の企画・立案・実行体制の下で、学長を中心にガバナンスの機能状況を検証し、検証結果に基づきガバナンス体制を不断に見直す。

【23-1-1】 学長が議長を務める大学戦略キャビネットにおいて、学系・学域の事業モニタリング結果のレビューを実施する。

【23-2】 大学戦略の基礎となる情報の収集及び分析機能等を強化するため、学長をサポートするIR（インスティテューショナル・リサーチ）組織を整備する。

【23-2-1】 大学戦略推進機構にIR室（仮称）を設置するための調査を実施する。

【23-3】 監事との定期的な意見交換の場を設けるなど、監事のサポート体制を整備し、監事機能の強化を図る。

【23-3-1】 監事機能の充実・強化のためのサポート体制を構築する。

【23-4】 地域の自治体・産業界や保護者等の学外者の意見を聴取する機会を定期的に設け、それらを通じて明らかとなった大学に対する意見・要望等を大学運営に活用する。

【23-4-1】 自治体、産学連携協力会会員企業、保護者等から意見を聴取する機会を設け、意見・要望等を大学運営に活用する。

【24-1】 「職位比率プロポーシヨン改革」（教授を削減し、助教を増加させる）を実施し、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員について、40歳未満の助教を25名程度増加させる。

【24-1-1】 職位比率プロポーシヨン改革を進め、退職教員の補充人事は助教等の若手教員を原則とし、助教を5名程度増加させる。

【24-2】 年俸制や混合給与による多様な人材の雇用を促進し、国際通用性のある適切な業績評価及び処遇への反映を実施するとともに、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員について、年俸制適用者を50名以上増加させる。

【24-2-1】 年俸制を積極的に利用するとともに、混合給与（クロスアポイントメント）制度を導入し、特任教員、特任専門職のほか、URA職等多様な人材を雇用する。また、退職教員の補充人事は年俸制による助教等の若手教員を原則とし、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる年俸制適用教員を9名程度増加させる。

【24-3】 複雑で専門的な業務を支援するため、高度で専門的な能力を有する人材を多様な形態（年俸制・時給制やフルタイム・パートタイム等）で雇用する。

【24-3-1】 年俸制、日給制、時給制、パートタイム、フルタイム等様々な制度を戦略的に利用することにより、特任教員、特任専門職、専門職、URA等、複雑で専門的な業務の支援が可能な職員を雇用する。

【24-4】 国内外の優秀な人材を確保するために、本学独自の財源によるテニユアトラック制度を構築し、教員採用者全体に占める当該制度による採用者の割合を40%以上にする。

【24-4-1】 本学独自の財源によるテニュアトラック制度を構築する。

【24-5】 外国での教育研究歴のある教員を積極的に採用することなどにより、教員に占める外国での教育研究歴のある教員の比率を50%程度にする。（戦略性が高く意欲的な計画）

【24-5-1】 外国での教育研究歴のある教員の採用及び学内教員の長期海外派遣により、教員に占める外国での教育研究歴のある教員の比率を20%程度にする。

【24-6】 女性教職員を積極的に採用し、教員に占める女性の比率を15%以上、職員に占める女性の比率を35%以上にする。また、管理職等の指導的地位への女性登用を推進し、役員のうち1名以上、管理職の25%以上を女性で登用する。

【24-6-1】 女性教職員の新規採用等を活用し、女性教員比率は13.5%以上、女性職員比率は30%以上とする。

【25-1】 グローバル化に対応できる人材を育成するために、年間10名程度の教職員を海外の教育・研究機関に長期派遣する。（戦略性が高く意欲的な計画）

【25-1-1】 10名程度の教職員を海外の教育研究機関に1年程度派遣する。

【25-2】 事務職員・技術職員の能力の向上を図るため、研修等を充実させ、英語の運用能力については、職員に占めるTOEIC730点以上（又はこれに相当する能力）を有する者の比率を20%程度にする。（戦略性が高く意欲的な計画）

【25-2-1】 研修体系の再構築を行うとともに、学内研修プログラムの充実を図りつつ、学外のプログラムも活用し、計画的に研修を行う。

【25-2-2】 事務職員及び技術職員に対し、国内外で語学研修を受講する機会を提供する。これにより職員に占めるTOEIC730点以上（又はこれに相当する能力）を有する者の比率が前年度より高くなるようにする。

【26-1】 学長のリーダーシップの下で、組織的に検討した運営戦略に基づき、重点的に推進すべき分野・領域に、学内資源を戦略的に配分する。

【26-1-1】 文部科学省による「卓越研究員制度」、本学独自の「テニュアトラック制度」により、重点分野・領域の教員配置枠を確保する。

【26-1-2】 松ヶ崎団地の全ての教育研究施設において、重点的に推進すべき分野・領域に求められる施設整備を推進する。

【26-1-3】 学長のリーダーシップにより、本学の機能強化に資する戦略的取組への重点配分を行うため、学長裁量経費枠を拡充する。

## 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【27-1】 機能強化のために平成27年度までに実施した教育研究組織の各種改革を踏まえ、教育組織・教員組織の在り方について検証し、教育と研究が効果的に連携して実施できる体制とする。

【27-1-1】 学系及び学域における事業実施状況について、学長・理事によるモニタリングを年2回以上実施するとともに、教育研究組織ごとの業績を示した年報を作成する。

## 3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【28-1】 事務組織を業務内容により分類し体系化するとともに、業務内容によっては教員と

職員合同で構成される組織を設置するなど、教職協働をより一層推進する体制に強化する。

【28-1-1】グローバル化を更に推進するため、複数の課室で分業している国際関連業務を一元化し、事務の効率化を図る。

### Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

#### 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【29-1】「収入比率プロポーシヨン改革」（収入に占める外部資金の割合を増加させる）を実施し、外部資金（補助金等収入、科研費を含む）の獲得額を収入全体（施設費を除く）の20%以上とする。

【29-1-1】産学官連携コーディネーターと教員組織を代表するプロジェクトマネージャーとの連携により、外部資金獲得に向けた戦略を構築するとともに、これまで行ってきた各種競争的資金獲得推進に向けた方策を継続し、基盤的研究を下支えする支援を行い、外部資金獲得向上に向けた環境を整備する。

#### 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【30-1】効率的な予算執行を行うとともに、予算執行状況調査や財務指標等による財務分析の活用などにより管理的経費を削減し、原則、一般管理費比率を5%未満に抑制する。

【30-1-1】予算執行状況調査や財務指標等による財務分析の活用、業務の効率化及び契約方法の見直し等により、管理的経費を削減し、原則、一般管理費比率を5%程度に抑制する。

#### 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【31-1】学内の施設・設備について、共同プロジェクト研究や大学COC事業等での共同利用を促進し、学内外者の利用を推進する。

【31-1-1】大学保有資産の有効活用のため、外部貸付や他機関との共同利用を推進する。(31-1-1)

【31-1-2】共同利用設備の実態調査を実施し、学内資源を把握するとともに、設備の共同利用を促進するための体制、仕組みの構築に着手する。

【31-2】短期・長期の収入・支出状況を精緻に見積もることにより資金状況を正確に把握し、余裕資金を安全かつ効果的な手段で運用する。

【31-2-1】余裕資金等の状況に合わせ、ポートフォリオのメンテナンスを随時行い、安全かつ効率的に運用益を確保する。

### Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

#### 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【32-1】教育研究活動及び管理運営の状況について、定期的に多面的な自己点検・評価、外部評価を実施し、評価結果を業務改善に活用するとともに、その内容を学内外に公表する。

【32-1-1】大学評価室において、「中期目標・中期計画進捗管理システム」を運用し、中期目標・中期計画、年度計画の一元管理を実施するとともに、地域貢献事業に関する評価、国際化推進事業に関する評価など外部有識者を交えて行う評価の評価結果等を業務改善に活

用する。

【32-1-2】第2期中期目標期間に係る国立大学法人評価を受審する。

【32-1-3】平成26年度に受審した大学機関別認証評価及び大学機関別選択評価で明らかになった課題等に対する対応状況をホームページ等により学内外に公表する。

## 2 情報公開や情報発信等に関する目標を達成するための措置

【33-1】学内の教育研究成果を迅速に把握・発信できる体制を整備し、広報戦略に基づき、発信する情報内容を充実させるとともに、多様な広報媒体により、多面的な広報活動を行う。

【33-1-1】教育研究成果を迅速に把握・発信できる体制の整備に向け、リニューアルしたホームページの運用方針及び体制を定める。また、プレスリリースの流れや作成方法などのマニュアルを作成し周知する。

【33-1-2】情報発信内容を充実させるため、学生と教職員による公式広報チーム等と連携して情報を収集し、ホームページ、SNS(Facebook, Twitter, LINE)を活用し情報を発信する。

## V その他業務運営に関する目標を達成するための措置

### 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【34-1】機能強化の観点から、改定したキャンパスマスタープランに基づき計画的な施設整備を行う。

【34-1-1】キャンパスマスタープラン2014に基づき、松ヶ崎キャンパスのデザインファクトリー新設及び新たに設置した福知山キャンパスの整備を実施する。

### 2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【35-1】毒物・劇物の適正な管理を行うため、「化学物質管理システム」への登録を徹底させ、定期的に内部監査を実施して登録・管理状況を確認することにより、全ての試薬の登録を行う。

【35-1-1】化学物質管理システムへの研究室保有試薬の登録状況を内部監査で確認し、登録の徹底を促す。また、年1回以上は在庫確認を実施し、登録内容の正確性を維持する。

【35-2】教職員及び学生の環境・安全に対する意識を向上させるため、環境マネジメントシステム研修(EMS研修(学部4年次生は参加必須))や防災訓練など環境・安全に関する研修等を年7回以上実施する。

【35-2-1】環境配慮と安全管理の意識を向上させるため、環境安全研修会や防災訓練などの教育研修を年7回以上実施する。

### 3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

【36-1】構成員の法令遵守に対する意識を向上させるための研修等を年1回以上実施する。また、情報セキュリティ基本方針に基づき、情報セキュリティ対策を継続するとともに、啓発のための研修等を年1回以上実施する。さらに、法令遵守や情報管理についての内部監査を定期的に実施し、監事による総括を行う。

【36-1-1】個人情報保護や法人文書管理等、法令遵守に対する意識を向上させるための研修を年1回以上実施する。また、内部監査を実施するとともに、監査に係る監事の総括を踏まえ、法令遵守体制の不断の見直しを行う。

【36-1-2】情報セキュリティ基本方針に基づき、必要な情報セキュリティ対策を講じるとともに、情報セキュリティに対する意識を向上させるための研修を年1回以上実施する。また、情報管理についての内部監査を実施するとともに、監査に係る監事の総括を踏まえ、情報管理体制の不断の見直しを行う。

【37-1】研究倫理の向上を図るため、教員や学生に対し研究倫理に関する研修等を年1回以上実施する。実施にあたっては、理解度テストを継続的に実施し、研修の効果の把握・改善等に活用する。また、博士論文等に対し、ソフトを用いた不正引用チェック等を実施するなど、研究不正防止のための管理体制を強化する。

【37-1-1】教員や学生に対し研究倫理に関する研修等を年1回以上実施し、理解度テストを通じて意識の向上を図るとともに、平成27年度に導入した論文引用確認ソフトの博士論文審査時における利用を促す。

【38-1】「公的研究費の不正防止計画」及び「公的研究費の不正防止等対応マニュアル」を必要に応じて見直すとともに、公的研究費の適正な使用に関する研修等や内部監査を実施する。

【38-1-1】会計内部監査を実施し、その結果等を踏まえ、「公的研究費の不正防止計画」及び「公的研究費の不正使用防止マニュアル」の点検・見直しを行う。また、構成員等への周知徹底を図るとともに、学内におけるコンプライアンス教育（研修会）を実施する。

【38-1-2】契約手続きの適正性に関し、四半期毎に監事に対し調達状況の報告を行う。

## VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙のとおり。

## VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

1,218,617千円

2 想定される理由

運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

## VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

## IX 剰余金の使途

教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

## X その他

### 1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・小規模改修 （電話交換機更新等）	26	大学改革支援・学位授与機構施設費交付金
・実験研究棟（デザイン工学系）	160	国立大学法人等施設整備費補助金（H28当初）

注）金額については見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

### 2 人事に関する計画

- （1）総人件費を抑制しつつ、教育研究及びその他の業務を更に充実するため、戦略的な人員配置を推進する。
  - （2）女性、若手、外国人の研究者の雇用促進に努めるとともに、「男女共同参画に向けた取組」を順次実行する。また、年俸制を活用した雇用を促進する。
  - （3）学内の研修プログラムの充実を図りつつ、計画的に研修を実施する。また、連携教員派遣制度を積極的に活用し、中堅・若手教員の研究力向上及び国際化を推進する。
  - （4）教職員の活動意欲の向上を図るため、人事評価の改善を図りつつ適正に実施し、給与等の処遇に反映する。
- （参考1）平成28年度の常勤職員数401人  
また、任期付き職員数の見込みを56人とする。
- （参考2）平成28年度の人件費総額見込み4,788百万円

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

工芸科学部	（昼間コース）			
	応用生物学課程	1 9 6	人	
	生体分子工学課程	5 0	人	
	生体分子応用化学課程	1 4 6	人	
	高分子機能工学課程	1 9 6	人	
	物質工学課程	2 5 6	人	
	電子システム工学課程	2 3 6	人	
	情報工学課程	2 3 6	人	
	機械システム工学課程	1 7 0	人	
	機械工学課程	1 6 4	人	
	デザイン経営工学課程	1 5 6	人	
	造形工学課程	1 2 5	人	
	デザイン・建築学課程	3 3 0	人	
	学部共通（3年次編入学）	9 0	人	
	地域創生Tech Program	3 0	人	
	（夜間主コース）			
	先端科学技術課程	1 1 0	人	
（3年次編入学）	1 0	人		
工芸科学研究科	応用生物学専攻	8 0	人〔修士課程〕	
	材料創製化学専攻	6 6	人〔修士課程〕	
	材料制御化学専攻	6 4	人〔修士課程〕	
	物質合成化学専攻	6 6	人〔修士課程〕	
	機能物質化学専攻	6 4	人〔修士課程〕	
	電子システム工学専攻	1 0 0	人〔修士課程〕	
	情報工学専攻	9 2	人〔修士課程〕	
	機械物理学専攻	7 4	人〔修士課程〕	
	機械設計学専攻	6 0	人〔修士課程〕	
	デザイン経営工学専攻	4 0	人〔修士課程〕	
	デザイン学専攻	5 0	人〔修士課程〕	
	建築学専攻	1 5 0	人〔修士課程〕	
	先端ファイブロ科学専攻	9 4	人	
		〔	うち修士課程 7 0 人	〕
			博士課程 2 4 人	
	バイオベースマテリアル学専攻	6 2	人	
		〔	うち修士課程 4 4 人	〕
			博士課程 1 8 人	
	生命物質科学専攻	1 5	人〔博士課程〕	
	バイオテクノロジー専攻	1 2	人〔博士課程〕	
	物質・材料化学専攻	2 6	人〔博士課程〕	
電子システム工学専攻	1 0	人〔博士課程〕		
設計工学専攻	2 9	人〔博士課程〕		
デザイン学専攻	1 5	人〔博士課程〕		
建築学専攻	2 1	人〔博士課程〕		



VI. 予算(人件費見積含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	4,933
施設整備費補助金	160
施設整備資金貸付金償還時補助金	—
補助金等収入	284
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	26
自己収入	2,352
授業料、入学金及び検定料収入	2,274
雑収入	78
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	702
長期借入金収入	—
貸付回収金	—
目的積立金取崩	50
計	8,507
支出	
業務費	7,335
教育研究経費	7,335
施設整備費	186
補助金等	284
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	702
貸付金	—
長期借入金償還金	—
計	8,507

[人件費の見積り]

期間中総額 4,788百万円を支出する。(退職手当は除く)

「運営費交付金」のうち、平成27年度当初予算額4,933百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額59百万円

## 2. 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	8,554
業務費	7,717
教育研究経費	2,041
受託研究経費等	596
役員人件費	91
教員人件費	3,610
職員人件費	1,379
一般管理費	435
財務費用	—
雑損	—
減価償却費	402
臨時損失	—
収益の部	
経常収益	8,507
運営費交付金収益	4,933
授業料収益	1,752
入学金収益	347
検定料収益	83
受託研究等収益	596
補助金等収益	218
寄附金収益	96
財務収益	7
雑益	71
資産見返運営費交付金等戻入	143
資産見返補助金等戻入	139
資産見返寄附金戻入	121
資産見返物品受贈額戻入	—
臨時利益	—
純利益	△ 47
目的積立金取崩益	47
総利益	0

### 3. 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	9,371
業務活動による支出	7,765
投資活動による支出	742
財務活動による支出	—
翌年度への繰越金	864
資金収入	9,371
業務活動による収入	8,205
運営費交付金による収入	4,874
授業料・入学金及び検定料による収入	2,274
受託研究等収入	596
補助金等収入	284
寄附金収入	106
その他の収入	71
投資活動による収入	193
施設費による収入	186
その他の収入	7
財務活動による収入	—
前年度よりの繰越金	973